

学校感染症と登校届について

お子様が、医師により下記の学校感染症と診断された場合は、本人の休養と他児童生徒への感染予防のため、学校保健安全法第 19 条により出席停止（欠席扱いにしない）になります。出席停止の期間中は、御家庭でゆっくり休養させてください。なお、医師により登校の許可が出ましたら、登校届を担任に提出してください。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第 二 種	①新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※発症から 10 日間を経過するまでは、マスク着用を推奨されている。
	②インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日） を経過するまで
	③ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の抗菌性物質製剤による治療が 終了するまで
	④ 麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	⑤ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ 全身状態が良好になるまで
	⑥ 風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	⑦ 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	⑧ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	ただし、①～⑧は、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認める まで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸 菌感染症、腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認める まで
	その他の伝染病	
	溶連菌感染症	適正な治療開始後 24 時間を経て、全身状態が良ければ登校可
	ウィルス性肝炎	A/E 型：肝機能正常化後 B/C 型 出席停止不要
	手足口病	発熱・水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止。全身状態が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	全身状態が良ければ登校可
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態が良ければ登校可
	带状疱疹	医師の判断により登校可
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐が軽快し、全身状態が改善されれば登校可

*第一種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、急性灰白髄炎（ポリオ）、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群

登 校 届

年 月 日

清瀬市立清瀬第十小学校
学校長殿

病名 _____

病院名 _____

上記の疾病について、 月 日から加療の結果、 月 日から登校させます。

年 組 名前 _____

保護者名 _____

※保護者が記入し、担任に提出してください。